

実質的支配者について

実質的支配者

＝

経営決定権を持つ人

実質的支配者とは、50%を超える議決権を保有する個人(資本多数決法人の場合)、あるいは50%を超える収益総額の配当・分配を受ける権利を有する個人(資本多数決法人以外の法人の場合)の方がいる場合は、その個人の方で確定します。上記に該当する個人の方がいない場合には、以下の方が実質的支配者に該当する事となります。

法人形態が資本多数決法人である場合

株式会社、有限会社等の場合

1. 50%または25%を超える議決権を直接又は間接に保有している個人の方がいる場合には、当該個人の方
2. 上記①に該当する方がいない場合で、出資・融資・取引その他の関係を通じて法人の事業活動の支配的な影響力を有すると認められる個人の方がいる場合には、当該個人の方
3. 上記①②のいずれも該当する方がいない場合には、法人を代表し業務を執行する個人の方

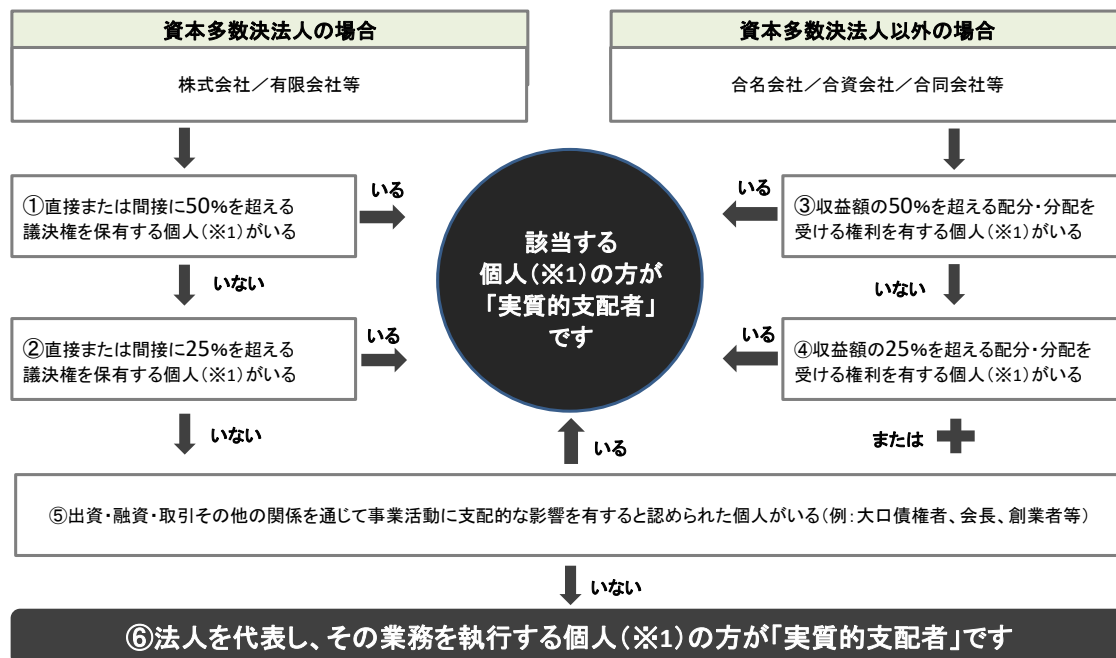
法人形態が資本多数決法人以外である場合

合名会社、合資会社、合同会社等の場合

1. 法人の収益総額の50%または25%を超える配当・分配を受ける権利を有する個人の方がいる場合、または出資・融資・取引その他の関係を通じて法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方がいる場合には、当該個人の方
2. 上記のいずれも該当する方がいない場合には、法人を代表し業務を執行する個人の方

※上場企業の場合は実質的支配者の確認は不要となります。

法人の形態毎の『実質的支配者』確認方法



- 50%を超える議決権を有する個人もしくは50%を超える配当・分配を受ける権利を有する個人がいる場合は、その個人の方で確定します。□
- 間接保有とは、「50%を超える議決権を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます。(※2下記例を参照)
- 病気等により、法人を実質的に支配する意思または能力を有していない、あるいは業務執行を行うことができない個人の方は該当しません。

※1 実質的支配者は個人(自然人)となりますが、国、地方公共団体、上場企業とその子会社は個人とみなします。

※2 実質的支配者が直接または間接に45%超の議決権を保有している例

